

令和4年9月実施
 公益財団法人小松市まちづくり市民財団
 職員採用候補者試験要項
 (事務職(総合)・事務職(職務経験者))

1 試験職種及び採用予定人員

| 職種符号 | 試験職種 | 採用予定人員 |
|------|----------------|--------|
| A | 事務職 (総合) | 1人程度 |
| B | 事務職 (職務経験者) | 1人程度 |

2 受験資格

(1) 資格要件

| 職種符号 | 試験職種 | 資格要件 |
|------|----------------|---|
| A | 事務職 (総合) | 大学卒業程度の学力の方で、 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 |
| B | 事務職 (職務経験者) | 大学卒業程度の学力の方で、 職務経験(※1)が令和4年8月1日時点で通算5年以上ある方で、 昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方 |

(※1) 「職務経験」とは、会社員や公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を6ヶ月以上継続して就業していた期間のことをいいます。

職種は問いません。ただし、同一事業所において連続2年間以上の職務経験が必要です。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない方

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

ウ 公益財団法人小松市まちづくり市民財団職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験期日

(1) 第1次試験

令和4年9月18日（日） 午前8時30分から

(2) 第2次試験

令和4年11月上旬の予定ですが、詳細は第1次試験合格通知書にあわせて通知します。

4 試験場所

(1) 第1次試験

小松市八幡ト1番地 小松市立高等学校

(2) 第2次試験

第1次試験合格通知書にあわせて通知します。

5 受付期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月19日（金）17:00必着

6 受験手続

申込方法は、郵送、電子メール又は持ち込み(土・日・祝日を除く9:00~17:00)による申込みです。

(公財)小松市まちづくり市民財団ホームページから「(公財)小松市まちづくり市民財団職員採用候補者試験申込書」のフォーマットをダウンロードし、必要事項を入力の上、郵送、電子メール又は持ち込みで申し込みをしてください。(写真をデータで送信する場合のファイル形式は J P E G 又は P N G で添付してください。)

(注1) 使用されるパソコン等の通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては責任を負いかねますのでご了承ください。

(注2) 試験当日、受付で受験票が必要となります。申込み受付完了後9月2日（金）

までに受験票を郵送いたします。受験票が届かない場合は、必ず、9月9日(金)正午(12時00分)までに、管理局管理グループ(0761-24-3073)に連絡してください。

(注3) 受験票を発行した後は変更ができませんので、ご注意ください。

(注4) 障がいをお持ちの方が受験を希望される場合は、受験室、座席等について受験に支障のないよう配慮致しますので、受験申込時にその旨を管理局管理グループ(0761-24-3073)に連絡してください。

【申込書提出先】

郵送、持ち込み：〒923-0945 石川県小松市末広町7番地

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団

管理局管理グループ

メール : zaidan@city.komatsu.lg.jp

7 試験等の方法

(1) 第1次試験

S P I 3 ・能力検査(大学卒程度) ・性格検査(択一式)

| 試験職種 | 試験時間 | 配点 |
|-------|------|------|
| A , B | 110分 | 100点 |

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、次により行います。

口述試験

主として人物について、個別面接により試験を行います。

(3) 受験資格等の調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

8 試験結果の通知

(1) 第1次試験の結果は、令和4年10月中旬に本人あて文書で通知します。

(2) 第2次試験の結果は、令和4年11月中旬に本人あて文書で通知します。

9 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、令和5年4月1日以降に採用されます。
- (2) この採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。
- (3) 資格要件に定められた要件を満たさない場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

10 給与等及び待遇

- (1) 初任給 令和4年4月1日現在においては、次の表のとおりです。

なお、初任給は経歴その他に応じて増額されます。

| 職 種 | 給 料 月 額 |
|-----|----------|
| 事務職 | 171,700円 |

- (2) 昇 給

勤務成績の良好な方は、原則として年1回、公益財団法人小松市まちづくり市民財団の規定に基づき昇給します。

- (3) 諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (4) 休 暇

年次有給休暇（年間20日、採用1年目は15日）のほか、夏季休暇、結婚休暇などの特別休暇があります。

- (5) 福利厚生制度

採用と同時に、健康保険、労災保険、雇用保険、厚生年金に加入いただき各種給付を受けられる他、公益財団法人小松市まちづくり市民財団互助会等の会員となり、職員や家族に対する慶弔給付等が受けられます。

- (6) 退職手当

退職の際には、勤務年数に応じて退職手当が支給されます。

(7) 定年制度

定年年齢は、60歳です。(令和4年7月15日現在)

11 問い合わせ

〒923-0945 石川県小松市末広町72番地

公益財団法人小松市まちづくり市民財団 管理局管理グループ

TEL 直通(0761)24-3073